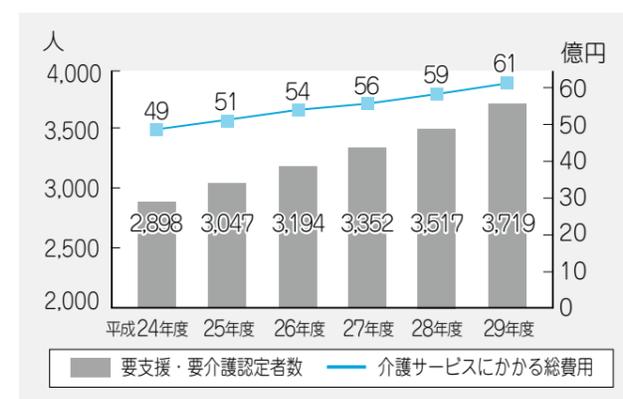


65歳以上の方の

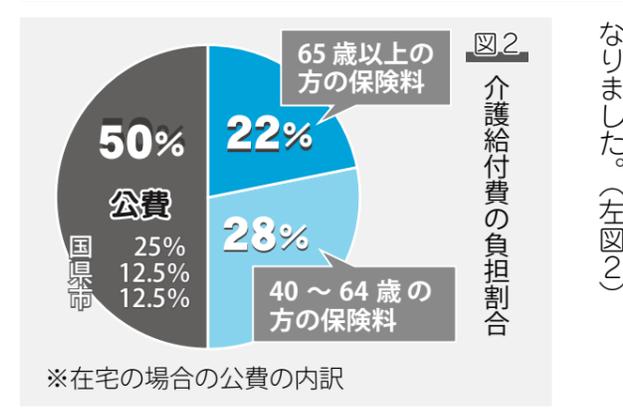
介護保険料が変わります



介護保険制度は40歳以上の方が納める「介護保険料」と国や県・市などが負担する「公費」で運営されています。介護保険料は、高齢者数や介護サービスの利用量などを推計し、3年ごとに見直しを行っています。今回の見直しで、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額を引き上げますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



4人に1人が高齢者
現在、敦賀市は、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。これに伴い、介護を必要とする要支援・要介護認定者数や介護サービスの利用者数も増加の一途を辿っています。このため介護給付費や地域支援事業費といった介護サービスにかかる総費用も増加し、平均



成29年度には、年間約61億円に達する見込みです。（上図1）
65歳以上の介護給付費の負担割合が22%に
介護給付費の50%は、保険料でまかなわれています。このうち40歳から64歳までの方と65歳以上の方の人口比率をもとにそれぞれ負担割合が決められています。65歳以上の方が増加していることから、今回の制度改正により65歳以上の方の保険料の負担割合が21%から**22%**になりました。（左図2）

平成27～29年度の保険料の基準額 **72,600円**（年額）

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう、10段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料（年額）
第1段階	●生活保護受給者の方 ●本人が老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ●本人および世帯の方全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45 ※	32,600円
第2段階	本人が市民税非課税世帯 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.80
第4段階		80万円以下の方	基準額×0.90
第5段階		80万円を超える方	基準額
第6段階		120万円未満の方	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税世帯 本人の前年の合計所得金額	120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30
第8段階		190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50
第9段階		290万円以上500万円未満の方	基準額×1.60
第10段階		500万円以上の方	基準額×1.80

Point! ※第1段階の方の保険料率は、軽減制度により0.5から0.45になりました。

保険料基準額を引き上げます
市の介護サービスの総費用がまかなえるよう「基準額」を算出しました。

段階の見直し
65歳以上の方の保険料は所得に応じて段階的に設定します。

今回の見直しで、これまでの11段階のうち、第1段階と第2段階を統合し**10段階の保険料設定**としました。（上表）

【平成27年度～29年度】	年額 72,600円 (月額6,050円)
これまで	年額 64,200円 (月額5,350円)

- 7月中旬ごろに介護保険料の通知を発送します**
- 介護保険料額決定通知と納入通知書が届いた方**
期限までに市内の金融機関窓口（ゆうちょ銀行は除く）で納付してください。
- 介護保険料額決定通知のみが届いた方**
年金天引きや口座振替で介護保険料をいただきます。通知書に記載された保険料額をご確認ください。
- 保険料を滞納した場合**
特別な事情がなく、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割または2割から3割になったりする措置が取られます。保険料は必ず納めてください。
- 減免制度について**
介護保険料の通知書に合わせて、減免制度のご案内も送付します。詳しくは相談ください。

介護保険サービスの基盤の充実

市では、要介護認定者の増加に対応できるよう、また年齢を重ねても住み慣れた地域や自宅での生活を続けられるような多様なニーズに対応するため介護施設や事業所の整備に取り組んでいます。

主な事業所の整備状況
(平成18年度～平成26年度)

施設サービス（施設に入所）	数
介護老人福祉施設等	6⇒8
居宅サービス（自宅中心に利用）	
居宅介護支援事業所	12⇒19
訪問介護事業所	9⇒17
通所介護事業所	6⇒18
短期入所生活介護事業所	6⇒9
地域密着型サービス（住み慣れた地域で利用）	
介護老人福祉施設	0⇒1
認知症対応型共同生活介護	3⇒10
小規模多機能型居宅介護事業所	0⇒6
認知症対応型通所介護事業所	0⇒4

今後、更にサービスの量の増加が見込まれます。市では、介護予防事業に取り組んでいくとともに、必要なサービスの提供を行えるよう、今後も適正に介護保険事業を運営していきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

ふれ合い、支え合い、共に生きる
ぬくもりのあるまち つるが

福祉つるがぬくもりプラン

第3期敦賀市地域福祉計画を策定しました

支援を必要とする方を地域全体で支えていけるよう、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような仕組みをつくり、地域を良くする、元気にするために本計画を策定しました。

福祉つるがぬくもりプラン

●計画策定の趣旨

地域福祉とは、地域の課題を地域で把握し地域で主体的に解決を図るといふ考えを基本に、誰もが地域で安心して暮らしていくため、支援を必要とする方を地域の中で支えていけるよう、「公助」のみならず、市民、地域、事業所、団体等のさまざまな主体による「自助」「共助」の取組を推進していくものです。

これまでの敦賀市地域福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、地域に関わるすべての人々と行政が一体となって総合的に地域福祉を推進するための基本計画として「福祉つるがぬくもりプラン（第3期敦賀市地域福祉計画）」を策定しました。

●計画の役割と性格

社会福祉法第107条に基づく計画であり、住民参加による地域での支え合い活動や、保健・医療をはじめとする生活関連分野の施策と連携してサービスを提供することで、住民ニーズに的確に対応し、地域福祉推進の理念の普及や地域福祉推進のための施策や事業の実施を図る役割を果たすものです。

●計画の期間

平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度までの5カ年計画です。

●計画策定の方法

市民の意識や動向、地域の実情を反映していくため「敦賀市地域福祉アンケート調査」を実施したほか「敦賀市地域福祉計画策定委員会」を設置し、これ

敦賀市の現状と課題

●地域福祉をとりまく現状と課題

- ①人口および世帯の状況から見える課題
- ◆進む少子高齢化
- ◆人口動態では、転入数に減少傾向
- ◆6割近くを核家族世帯が占めるなど、核家族化が進行
- ②アンケート調査結果から見える課題
- ◆市民と公的機関との連携・協働の仕組みづくり
- ◆適切なサービスが選択可能な情報提供・情報開示体制の構築
- ◆地域コミュニティや市民の地域福祉活動へ参加しやすい仕組みづくり

今後は、本計画をもとに具体的な施策を進めていきます。

基本理念

ふれ合い、支え合い、共に生きる
ぬくもりのあるまち つるが

目標1

ふれ合いでつくる
ぬくもりのまち

地域全体で支え育てる福祉社会の実現には、性や年齢、障がいの有無等の差異や多様性を認め合い、住民一人ひとりの個性や意向を尊重することが大切です。また、福祉・保健・医療、その他生活関連分野にまたがる複数のサービスや人材、施設を総合的に活用できるような体制を整え、多様なサービス供給主体の連携を強化し、敦賀市の地域力の向上を図ります。

課題①福祉のひんぎん

- 福祉教育の推進
- 支え合い意識の啓発と活動の促進
- 権利擁護の推進

課題②地域力の向上

- 地域福祉計画の推進
- 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進
- ボランティア活動の推進
- 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援
- 市と市社会福祉協議会との連携強化

目標2

支え合いでつくる
ぬくもりのまち

地域福祉の推進を担うのは市民であり、地域が抱える多種多様な課題に対応していくには、地域住民や当事者の積極的な参画と協働が不可欠です。また、施設や設備、人材、組織、情報等地域の様々な資源を有効に活用し、そのネットワーク化や相互交流を図っていきます。

課題①参加の促進

- 就労支援と社会参加の促進
- 仲間づくり・交流活動の推進
- 福祉人材の確保・育成

課題②情報の共有

- 情報提供の拡充
- 情報の共有

課題③人と人が支え合う

- 地域コミュニティ活動の支援
- 市民協働の促進

目標3

共に生きる
ぬくもりのまち

ユニバーサルデザインの視点をとりたいまちづくりの推進、健康福祉に関するサービスの充実や生活困窮者等に対するサポート体制の構築を図ります。また、近年の自然災害を踏まえ、災害時における避難支援体制や避難所運営体制の整備を図り、「安心」を感じられる暮らしづくりを支援します。

課題①生活環境の向上

- ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり
- 相談窓口の充実

課題②健康支援と暮らしを支える取組の推進

- 健康づくりの推進
- 福祉サービス・生活支援サービスの推進
- 自立した生活の支援
- サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進

課題③暮らしの安心と安全

- 災害時の避難支援対策の推進
- 地域安全活動の推進